説明書：接種前に必ずお読みください

令和６年４月作成

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種をご希望の方へ

●肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。特に、糖尿病や腎臓病等、他の持病などによって免疫力が低下している人は、肺炎にかかりやすく重症化しやすいので、予防接種を受けることをおすすめします。

●予防接種の効果

肺炎球菌には約 90 種類の型があり、肺炎球菌予防ワクチン（２３価）を接種すると、そのうち成人でも病気を引き起こしやすい 23 種類の型に対して免疫をつけることができます。ワクチンを接種することで肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させます。

●注意事項

肺炎球菌ワクチンは、１度の接種で抗体が５年以上持続します。５年以内に再接種を実施すると、初回接種よりも注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応の確率が高くなり、程度も強く発現することが報告されています。今回接種をされた方は、５年以内に 23 価肺炎球菌ワクチンの予防接種は受けないでください。なお、それ以降の再接種の必要性については、任意接種（全額自己負担）となりますので、かかりつけ医にご相談ください。

過去に２３価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス®ＮＰ）の接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外となり、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

～高齢者肺炎球菌ワクチンについて～

●接種対象者

接種日において、みやま市に住民登録があり、①②のいずれかに該当する人で、過去に２３価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス®NP）の接種を受けたことがない人。

① 接種日時点で６５歳の人
（６５歳の誕生日の前日から、６６歳の誕生日の前日までに接種可能です）

②接種日時点で６０歳上満６５歳未満の人であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人として厚生労働省令で定める人。（身体障害者手帳１級程度）

詳しくは、かかりつけ医におたずねください。

●個人負担金

３，０００円　※生活保護受給者・市民税非課税世帯の方は免除。（要証明書）

●接種回数

接種回数は１回です。

●接種が不適当な方（予防接種を受けることが適当でない方）

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を受けてはいけません。

① 明らかな発熱を呈している方
② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
③ 接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
④ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

●接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する方）

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければいけません。

① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな方
② 予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
③ 過去にけいれんの既往のある方
④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
⑤ 接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

●接種後の注意

① 接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないでください。）
② 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常、数日中に消失します。
③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療を受けてください。

●予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

みやま市　健康づくり課　健康係　電話　０９４４－６４－１５１５